

施行令第3条の3（指定物質）

法第2条第4項 の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 1 ホルムアルデヒド
- 2 ヒドラジン
- 3 ヒドロキシルアミン
- 4 過酸化水素
- 5 塩化水素
- 6 水酸化ナトリウム
- 7 アクリロニトリル
- 8 水酸化カリウム
- 9 アクリルアミド
- 10 アクリル酸
- 11 次亜塩素酸ナトリウム
- 12 二硫化炭素
- 13 酢酸エチル
- 14 メチルターシャリーブチルエーテル（別名MTBE）
- 15 硫酸
- 16 ホスゲン
- 17 1・2-ジクロロプロパン
- 18 クロルスルホン酸
- 19 塩化チオニル
- 20 クロロホルム
- 21 硫酸ジメチル
- 22 クロロピクリン
- 23 りん酸ジメチル=2・2-ジクロロビニル（別名ジクロロボス又はDDVP）
- 24 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP）
- 25 トルエン
- 26 エピクロロヒドリン
- 27 スチレン
- 28 キシレン
- 29 パラ-ジクロロベンゼン
- 30 N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はBPMC）
- 31 3・5-ジクロロ-N-(1・1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド（別名プロピザミド）
- 32 テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）
- 33 チオりん酸O・O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)（別名フェ

ニトロチオン又はMEP)

- 34 チオりん酸S-ベンジル-O-O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)
- 35 1・3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
- 36 チオりん酸O-O-ジエチル-O- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
- 37 チオりん酸O-O-ジエチル-O- (5-フェニル-3-イソキサゾリル) (別名イソキサチオン)
- 38 4-ニトロフェニル-2・4・6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)
- 39 チオりん酸O-O-ジエチル-O- (3・5・6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)
- 40 フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
- 41 エチル= (Z) -3- [N-ベンジル-N- [[メチル (1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
- 42 1・2・4・5・6・7・8・8-オクタクロロ-2・3・3a・4・7・7a-ヘキサヒドロ-4・7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
- 43 臭素
- 44 アルミニウム及びその化合物
- 45 ニッケル及びその化合物
- 46 モリブデン及びその化合物
- 47 アンチモン及びその化合物
- 48 塩素酸及びその塩
- 49 臭素酸及びその塩
- 50 クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)
- 51 マンガン及びその化合物
- 52 鉄及びその化合物
- 53 銅及びその化合物
- 54 亜鉛及びその化合物
- 55 フェノール類及びその塩類
- 56 ヘキサメチレンテトラミン